学術システム研究センター

利益相反マネージメント・ポリシー

平成 22 年 8 月 31 日

日本学術振興会(以下、「本会」という。)は、人文学・社会科学から自然科学まであらゆる分野における研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興を図ることを目的として、科研費等の研究助成、特別研究員等の研究者養成、学術の国際交流、これに加え大学改革の支援などさまざまな事業を展開している。

これらの事業を円滑に推進していくためには、日々進展していく学術研究 に適切に対応していくことが重要であり、そのためには研究者コミュニティー の協力が不可欠である。

このため、本会においては、「学術システム研究センター」(以下、「本センター」という。)を設置し、研究の第一線で活躍している 110 名を超える研究者に研究員として協力を求めている。この研究員は、科研費等の審査委員の選考に当たる等、本会事業の実施過程に関与するほか、必要に応じ助言・提言を行う等、学界と本会との橋渡し的機能も果たしている。

しかし、研究員は、引き続き自分の研究を進めるために種々の競争的研究 資金の獲得を図る立場にもあるので、研究員に就任することにより、ただち に、いわゆる利益相反状態に置かれることになる。

その状態をしっかりとマネージするため、改めて本センターは、研究者の自己規律の精神に則り、所長等の管理職および全研究員による真摯な討議を行い、ここに「利益相反マネージメント・ポリシー」を明文化することとした。

- □ 利益相反マネージメントの基本原則
- 1 研究員は、その任に着くと同時に、利益相反状態に入ることを明確に認識 し、自らを律するとともに、公平性・透明性を保って職務の遂行に当たる。
- 2 学術研究の振興及びその成果の社会への還元に配慮し、いやしくも、個人 的な利害を優先させているかのように外から見られかねない行為を行わない。
- 3 業務遂行に当たって、利益相反状態に置かれていることを常に自覚し、また互いに、啓発等に努める。
- 4 業務遂行の過程において知り得た資料・情報は本センターの業務のための みに使用するものとし、やむを得ず一時的に本会外へ持ち出さねばならない 場合には、所定の手続きを経るものとする。
- 5 業務遂行の過程において知り得た個人情報等については、守秘義務を堅く 遵守する。研究員を退いた後も同様とする。
- 6 その他、本会の業務に特に深く関わる場合に対処するための個別具体的措置については、必要に応じて別に定める。その場合には、本マネージメント・ポリシー明文化に際して踏んだものと同じ手続きによるものとする。